

## 国立天文台プロジェクト評価委員会規則

平成16年7月22日

国天規則第30号

### (設置)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程（平成16年自機規程第17号）第9条第2項の規定に基づき，国立天文台運営会議（以下「運営会議」という。）に，プロジェクト評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は，台長の諮問について答申し，又は台長に意見を具申する。

2 委員会は，次に掲げる事項について審議する。

- 一 国立天文台（以下「天文台」という。）のプロジェクト室，センター及び科学研究部（以下「プロジェクト室等」という。）の評価に関する事項
- 二 その他必要な事項

3 委員会は，運営会議から要請のあった専門的事項等の調査を行い，運営会議に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる者により，13人以内の委員をもって組織する。

- 一 天文台の研究教育職員及び特任教員のうちから台長が指名する者
- 二 大学の教員及びその他の者のうちから台長が委嘱する者（以下「外部委員」という。）

2 委員会の委員の過半数は，前項第2号の委員でなければならない。

3 台長は，委員を指名又は委嘱したときは，運営会議に報告するものとする。

### (任期)

第4条 委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5条 委員会に，委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は，台長が指名する。

3 委員長は，委員会を招集し，その議長となり会務を総括する。

4 副委員長は，委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときはその職務を代理し，委員長が欠けたときはその職務を行う。

### (議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(外部評価委員会)

第7条 委員会に、第2条第2項第1号に掲げる事項について調査審議するため、外部評価委員会を置く。

2 外部評価委員会は、評価対象となるプロジェクト室等ごとに、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 外部委員 1人以上

二 海外機関の研究者又は職員 2人以上

3 外部評価委員会委員の任期は、外部評価報告書を提出するまでとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務部総務課と研究評価支援室が協力して処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年8月3日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

2 令和4年7月1日を任期の始期とする委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年9月30日までとする。